

テールゲートリフター特別教育

令和6年2月1日から
テールゲートリフターの操作の業務を行う場合、
特別教育の受講が必要となります！

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落等による労働災害が多発していることから、労働災害の防止を図るために安全衛生規則の一部が改正されます。
(施行日：R5.10.1)
この改正に伴い、R6.2.1からはテールゲートリフターを使用した業務を行う場合、特別教育を受講した者でなければ従事することが出来ません。

日数	学科	実技	料金
1日 9:30~17:30	4時間	2時間	¥15,000 (税込)

次回講習予定…2024年4月以降

※講習可能人数は10～30名となります。

(講習日2週間前の時点で10名以上のお申し込みがない場合は、講習を実施できませんのでご了承ください)



ご準備いただくもの
運転免許証・筆記用具・作業に適した服装・
ヘルメット・手袋・安全靴

お申込み・お問い合わせは

島原自動車学校

0120-625-408